

令和 4 年

第 3 回 定例市議会

# 議 案 書

阿 久 根 市

閲覧用



付 議 事 件

| 報 告<br>番 号 | 件 名                                 | ペ ー ジ |
|------------|-------------------------------------|-------|
| 8          | 議会の委任による専決処分の承認について                 | 1     |
| 議 案<br>番 号 | 件 名                                 | ペ ー ジ |
| 29         | 固定資産評価審査委員会の委員の選任について               | 3     |
| 30         | 阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 5     |
| 31         | 阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について           | 10    |
| 32         | 阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について          | 16    |
| 33         | 令和4年度阿久根市一般会計補正予算（第5号）              | 別 冊   |
| 34         | 令和4年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）        | 別 冊   |



報告第 8 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により，別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

## 専決第7号

損害賠償の額を定め、和解することの専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年6月28日

阿久根市長 西 平 良 将

### 1 概要

令和4年5月2日、公用車運転中に誤って民地に設置してあるアルミ製支柱に接触し、損傷させたものである。

### 2 相手方

- (1) 住 所 ※※※※※※※※※※※※※
- (2) 氏 名 ※※※※※

### 3 損害賠償の額

29,700円（支柱修理費）

#### 専決処分する理由

損害賠償請求の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長専決処分事項の指定について（平成24年9月26日議決）の定めるところにより、専決処分する。

議案第 29 号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者を、固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 月 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

|      |                  |
|------|------------------|
| 住 所  | 阿久根市※※※※※※※※※※※※ |
| 氏 名  | 大 田 俊 雄          |
| 生年月日 | 昭和※※年※※月※※日      |

提案理由

固定資産評価審査委員会の委員 大 田 俊 雄 氏が令和 4 年 9 月 30 日をもって任期満了となるので、更に同氏を選任しようとするものである。



議案第 30 号

阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別  
紙のとおり定める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）  
の一部が改正されたことに伴い，職員及び非常勤職員の育児休業等の  
取得要件の緩和等をするため，条例の一部を改正しようとするもので  
ある。

(別紙)

阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

阿久根市職員の育児休業等に関する条例（平成4年阿久根市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の3第3号及び第2条の4において」を「以下」に、「第2条の4の」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の」に、「2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくは

これに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号中イをウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次」を「養育する非常勤職員が、次の各号」に、「とき」を「場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「満了後に特定職に引き続き」

を「満了後引き続き特定職に」に、「任期の末日の」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 3 1 号

阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について

阿久根市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 9 月 2 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）等の一部が改正されたこと等に伴い，関係条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市税条例等の一部を改正する条例

(阿久根市税条例の一部改正)

第1条 阿久根市税条例(昭和45年阿久根市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の8第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2

項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の

配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「, 第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は, 特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り, 適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は, 条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り, 適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に, 「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め, 「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第24条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第25条を削る。

(阿久根市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 阿久根市税条例の一部を改正する条例(令和3年阿久根市条例第11号)の一部を次のように改正する。

阿久根市税条例第36条の3の3第1項の改正中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え, 「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は, 令和5年1月1日から施行する。ただし, 次の

各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中阿久根市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の8第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項、第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(2) 第1条中阿久根市税条例第18条の4第1項の改正規定及び次条の規定 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の阿久根市税条例（以下「新条例」という。）第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（附則第1条各号に掲げる規定の施行の日を除く。以下この項及び次項において「令和5年施行日」という。）以後に支払を受けなければならない同条第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、令和5年施行日前に支払を受けなければならない第1条の規定による改正前の阿久根市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、令和5年施行日以後に支払を受けなければならない所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、令和5年施行日前に支払を受けなければならない公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の阿久根市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は，令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，令和5年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

議案第 3 2 号

阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 9 月 2 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

老朽化した市営住宅の用途を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例

阿久根市営住宅条例（平成10年阿久根市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表17の項戸数の欄中「2」を「1」に改め、同表18の項戸数の欄中「5」を「4」に改め、同表19の項戸数の欄中「4」を「3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。